

キャッシュレス決済端末等の導入を支援します！

新発田市では、市内企業の業務効率化を支援するほか、消費者の利便性向上や設備投資の増加による経済効果を生むため、企業のキャッシュレス決済端末の導入を支援します。



新発田市キャッシュレス決済導入補助金のご案内

■補助対象者 新発田市内に本社・本店を有する法人又は個人事業主で、以下のすべてに当てはまる者

- ・事業所および店舗等において、キャッシュレス決済の利用が見込め、継続してキャッシュレス決済を利用する意思があること
- ・市税の滞納がないこと
- ・新発田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等ではないこと
- ・政治又は宗教を目的とする団体ではないこと

■補助対象経費 次の①に該当するものに係る経費を補助対象経費とします。ただし、①に該当する経費について申請するもので、②に係る経費が発生する場合は、その経費についても補助対象経費とします。

①キャッシュレス決済端末等※の購入及び設置に係る経費

※クレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済等の現金以外での決済を行うための端末で、一般的な購買に繰り返し利用できるもの

例：キャッシュレス決済端末本体機器購入費・付属機器（タブレット、レシートプリンターなど、ただしスマートフォンは除く）購入費・固定利用費 ※決済手数料は補助対象外

②キャッシュレス決済端末等を使用するための電気通信回線の整備に係る経費

■補助率・補助額 補助対象経費の4分の3（千円未満切捨て）、1事業者5端末まで、1端末につき上限3万円

■申請期間 令和7年2月3日（月）から令和7年12月26日（金）まで（予算に達し次第終了します）

■補助対象期間 令和7年2月3日（月）から令和8年1月31日（土）まで
※①、②の経費を月額使用料などで支払う場合には、令和7年12月31日（水）までの分を対象とします。
※令和8年1月31日（土）までに購入・支払いを完了するものが対象です。

■必要書類 以下の書類を**機器購入前**にご提出ください。

- ・新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・導入機器に係る見積書（内訳・金額の詳細がわかるもの）
- ・導入機器の製品カタログの写し
- ・導入機器の設置場所がわかる写真

■申請方法 商工振興課窓口へ直接提出のほか、郵送、メールにて受付します。

■導入相談先 下記金融機関にて、導入機器等の相談が可能です。「キャッシュレスを導入したいけど、料金に不安がある」、「色々な決済端末があって何にしたらよいか分からない」など、導入に関することでお悩みの方はご相談ください。

○相談対応金融機関

第四北越銀行新発田支店、新発田西支店、大光銀行新発田支店、新潟縣信用組合新発田支店、月岡支店、新発田信用金庫本店営業部、緑町支店、西支店、加治支店、紫雲寺支店

■その他 DXによる業務効率化に係る経費については、「**新発田市市内産業DX推進補助金**」（上限50万円）の活用もご検討ください。ご相談・制度詳細は下記問い合わせ先まで。

問い合わせ先

〒957-8686

新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた6階

新発田市商工振興課 工業振興係

電話 0254-28-9650

メールアドレス shoukou@city.shibata.lg.jp

申請書のダウンロード▼

商工振興課メルマガ登録▼

